

西垣泰幸著『地域間ヤードスティック競争の経済学』、日本経済評論社、平成 29 年 12 月。

概要

地域間ヤードスティック競争は、地方選挙を通じた政府と住民の契約関係を基礎とする地方政府間の政策競争を分析の対象としている。地方選挙において、住民が現職首長や議員の行財政パフォーマンスを、近隣地域のそれを比較の基準として再選の可否を決めるなら、地方政府間に望ましい政策競争が生じ、このような選挙行動が地方政府を規律付け、行財政の費用削減効果や公共財サービスの満足度の改善効果が生じる。本書では、地方公共財理論や補助金の経済効果、租税競争などの、主にティブナーモデルに基づく、これまで蓄積されてきた研究成果について、ヤードスティック競争モデルを用いて再検証し、地方財政理論の新たな研究成果を蓄積するとともに、分析のための新たな基盤的モデルの進展に貢献することを目的としている。

研究の背景と問題の所在

地方分権と地方公共財理論の基本的想定は、中央政府による画一的な行政や公共財供給ではなく、地方分権により地方政府に政策の権限を分与することに伴い、地域住民のニーズに合った差別的な公共財供給を行うことの優位性を基礎としている。そして、住民や資本ストックがより高い効用やより効率的な生産環境を求めて地域間を移動することによる地域間資源配分の改善効果や、そのような競争的環境における地方政府間の政策競争がもたらす効率性効果などを重視している。

逆に、地方分権に伴い行政区域が細分化されることにより、いくつかの財政外部効果が生じることが明らかにされており、それに対する分析とその解決策を検討することも地方財政理論の課題とされてきた。その第 1 番目は、地方公共財の便益が地域の境界を越えて漏出するスピルオーバー効果と呼ばれるものである。地方政府は自地域内の厚生水準に興味を持ち、他地域の効用変化はその決定に反映されないため、スピルオーバー効果が存在する。このような場合には、公共財は社会的に望ましい水準まで供給されず過少供給に陥る。その第 2 番目は、地域間を移動可能な資本ストックなどに対する課税が、そのような生産要素の地域外流出をもたらすという効果であり、そのため十分な課税ができなかったり、あるいは、移動可能な生産要素を自地域に呼び込むための税率の切り下げ競争が生じたりする。その第 3 番目は、中央政府と地方政府という階層的な政府間において同一課税ベースに対する課税の重複がもたらす効果や、同一支出を中央政府と地方政府とで共同して提供する場合におこる相互依存関

係などの調整にかかわるものである。

研究目的と仮説

地方財政の分野においては、住民の自由な地域選択を基礎とするティブーモデルや、資本ストックなど地域間移動可能な市場均衡モデルを用いて、分権的な地方政府による公共財供給の最適性、中央政府との財政関係、特に補助金の経済効果や、地方政府による租税競争など、さまざまな研究成果が蓄積されてきた。これらは、地方財政の完全競争的モデルとも呼ばれ、完全で費用のかからない住民や資本ストックの移動可能性、政府の提供する公共財に関する完全情報などの制約的な仮定を前提として研究がなされてきた。

近年、産業組織論や労働経済学の分野において情報の非対称性やゲーム理論的な枠組みを用いた分析が進展したことを受け、公共経済分野においても情報の非対称性の仮定の下で住民をプリンシパル（主権者）、政府をエージェント（代行人）とする、プリンシパル＝エージェント関係を踏まえた研究成果が蓄積されつつある。本書において取り上げる「ヤードスティック競争モデル」はその代表的なモデルの一つである。地方政府が行う行政活動の情報を住民が完全に知っているとは想定することには無理があること、また、そのような状況の下で、政府の行動原理や目的が、必ずしも住民の期待するものと一致するわけではないことが、公共選択論などの分野において検討されてきた。

地域間ヤードスティック競争モデルは、公共財供給を託されたエージェントとしての地方政府が、それを依頼するプリンシパルとしての住民の利益にかなう行政を実施するかどうかを検討課題としている。地方政府の払う努力水準が高ければ高いほど公共財供給の満足度は上がるが、政府の払った努力と公共財供給の成果の間には予測不能な攪乱要因が存在しており、これが非対称情報の原因となることで、住民は公共財の供給に関する技術的な情報や政府が実際に払った努力を完全に知ることはできない。このような設定の下で、住民は政府の供給した公共財とそのための税負担などを効用水準において評価して現職政府の再選の可否を決める。その評価基準として隣接地域の住民の効用水準を用いるのであれば、地方政府間の政策が相互に関連して政策競争が生じることにより、利己的な政府の行動に一定の規律を与え最大限の努力を引き出すことができる。

得られた主要な結論

このような地域間のヤードスティック競争均衡においては、報酬を超えるレントが発生することは抑制される。このように、住民のヤードスティック比較はエージェントの行動に関するモニタリングの効果を持つ。ところが、エー

エンシーコストがもたらす公共財の過小供給が発生し、住民の効用水準には改善の余地が残される。本書においては、トーナメント型ヤードスティック競争モデルに私的財を導入した 2 財 2 地域ヤードスティック競争モデルを新たに構築し、政府の公共財供給における不確実性を導入し情報の非対称性をより明確に取り扱うとともにレントシーキングの可能性を導入する。このようなより一般化されたモデルを用いて、公共財供給の効率性、公共財便益のスピルオーバー効果、地域間の租税競争などを検討するとともに、これらにより発生する非効率性を改善するためのインセンティブ両立的な報償形態、地方政府間の自発的補助金や中央政府による補助金政策の経済効果、地域間の租税競争の帰結などを検討する。

本書の構成

本書は合計 10 章により構成される。序章においては、地域間ヤードスティック競争の紹介と本書の計画が示される。第 1 章は、伝統的な地方財政理論に加えてヤードスティック競争モデルに関する主要な先行研究を展望する。第 2 章では、本研究の比較基準となる伝統的な財政理論の主要な結論を紹介している。第 3 章においては、2 財 2 地域のヤードスティック競争モデルを構築し、地方公共財供給の効率性を検討している。第 4 章では、公共財供給費用の削減努力に焦点を当て、ヤードスティック競争の最適性を検討している。続いて、公共財供給の最適化のための補助金政策や租税競争を検討している。まず、第 5 章では、伝統的な財政理論における補助金政策の経済効果を展望している。第 6 章では、ヤードスティック競争における公共財の過小供給とスピルオーバー効果に対する補助金政策を検討している。第 7 章では、地域間に財政力格差が存在する場合のヤードスティック競争と財政均等化補助金を検討している。第 8 章では、モデルに資本ストックを導入し、資本がもたらす租税競争の効果を分析している。第 9 章は本書の結論や政策的インプリケーションと今後の研究の方向性を示している。以下では各章の内容を説明する。

第 1 章 「地方分権の経済理論」

まず序章において、地域間ヤードスティック競争の簡単な紹介と各章の計画を述べた後、第 1 章では、現代経済における政府の役割や中央政府と地方政府の役割分担、地方公共財の定義などを概説するとともに、地方公共財理論の展望を示す。伝統的な地方財政理論として、オーツの分権化定理やティブーによる足による投票モデルを紹介し、主にティブーモデルを用いて展開されてきた地方公共財供給の最適理論、スピルオーバー効果など地域間外部性に関する分析や補助金政策の経済効果に関する研究を展望している。続いて、情報の非対

称性、住民と地方政府のプリンシパル=エージェント関係、地域間効用比較に基づく再選をかけた政府間のヤードスティック競争などのゲーム理論的な地方財政理論（第2世代の地方財政理論）とそれを応用した研究成果を展望している。

第2章 「地方分権の経済的合理性」

第2章においては、伝統的な地方公共財理論を概観している。まず、住民移動を考えない理論の代表として、Oates (1972)において展開された「完全対応モデル」を展望した。オーツは、地方政府による住民選好に配慮した差別的公共財供給が、中央政府による一律的な供給よりも望ましいことを述べている。これは、オーツの「分権化定理」として知られている。

次に、住民移動を想定するモデルの代表として、Tiebout (1956)で展開された、「足による投票モデル」を展望した。ティブーは、地域内において純粋公共財としての性格を持つ地方公共財が、多数の地方政府からなる分権的地方財政システムにおいて効率的に供給できることを示した。人々は自分の選好にあった地域を選んで居住するといういわゆる「足による投票」のメカニズムが存在することを指摘したのである。公共財の理論的な研究において、公共財に対する選好の表明が正直になされない場合には、いわゆる「フリーライダーの問題」が発生することが指摘された。ところが、ティブーの足による投票モデルは、住民が自らの選好にあった地域に移動することにより、それがあつた種の顕示選好メカニズムとして機能することを示したのである。

まず、地域数が自由に選択できるケースにおいて、ティブーの述べた公共財の最適供給が分権的な地方財政システムにより達成されることを示している。ところが、居住地域数を所与とした場合には、住民移動がもたらす裁定により地域間の効用水準が均等化することが示されるが、最適な住民数の確保により示される公共財の最適供給の条件は一般的には保証されない。そこで、地域数が所与のモデルについて、住民移動が公共財供給の効率性に与える効果と住民移動がもたらす財政外部性を検討している。加えて、地域の面積が異なるなど非対称的な地域間のティブー競争均衡とその非効率性について検討している。これらの論点を比較の基準として、第3章以下ではヤードスティック競争モデルにおける、地方公共財供給の経済的帰結を検討している。

第3章 「ヤードスティック競争と公共財供給の効率性」

ヤードスティック競争は、地方政府の努力水準を引き出す原動力となることが議論されてきた。しかしながら、ヤードスティック競争における地方公共財供給水準の効率性に関して議論された研究はきわめて少ない。そこで、第3章では、従来のトーナメント型

ヤードスティック競争モデルに、公共財供給の費用に関する攪乱要因と地方政府によるレント取得の可能性、そして、住民による私的財と地方公共財の選択を導入し、ヤードスティック競争のもとで達成する地方公共財の供給水準が効率的であるのか否かを考察している。

第3章においては、以下のような結論を得ている。第1に、再選レント R を超える超過レントがゼロとなる条件は、再選時に得られる報酬としての固定レントが十分に大きい場合や、レント獲得による再選確率の限界的低下効果が大きい場合に満たされ、逆に、人口数 n が大きくなればなるほど満たされにくくなることが示される(命題3.1)。これは、自己利益追求型の政府でも、レント取得に伴う再選確率の低下が大きい場合や、成功報酬としての再選レントが十分に大きい場合には、超過レントを取らないことが最適行動となることを意味している。したがって、ヤードスティック競争モデルにおける、選挙という住民と政府の間の暗黙的契約が重要な規律付けを行っていることが示されたといえる。

第2に、私的財と地方公共財の消費選択を考慮した新たなヤードスティック競争モデルでは、地方公共財の水準が一般的には過小供給となることが明らかにされる。この結論は、自己利益追求型の政府でも、得票のために過大な公共財やサービスを提供するのではなく、むしろ、十分な公共財を提供することに失敗することを意味している。この結論は、自己利益追求型の政府が公共支出の拡大をもたらすといういわゆるリバイアサンモデルの結論や、非対称情報の想定の下で再選をかけて地域間競争をする政府という想定から予想される結論とは大きく異なるものである。むしろ、公共財供給に伴う税負担の増加や私的財消費の減少、さらには政府自身の政策努力の必要性といった機会費用を十分に認識するならば、公共財が過小供給されることがわかる。

第3に、再選レント R が高い場合や、ランダム攪乱項の標準偏差が小さく、経済条件や環境条件が地域間で同質的になればなるほど、地方公共財供給量は増加する(命題3.3)。これは、再選時に得られる報酬としてのレントが高くなることにより、地方政府が公共財供給のためのさらなる努力を払うことや、ランダム攪乱項の標準偏差が小さくなることにより、ヤードスティック比較が情報の非対称性を緩和し、結果として公共財供給のために払った努力がより確実に再選につながることを意味している。このように、ヤードスティック競争によって引き起こされる非効率性の源泉は、主に、住民と政府間の情報の非対称性にあることがわかる。したがって、地方政府が地域固有の住民の嗜好、地域独自の環境条件などの情報を正確に察知すること、また住民が地方政府に対して情報を伝えやすい制度を構築することによって、ヤードスティック競争の非効率性を改善することが可能となると考えられる。

第4に、公共財供給の効率性を高めるため、公共財供給の努力報償型の報酬を導入したヤードスティック競争では、非金銭的な再選レントが増加する場合や、あるいは、

金銭的レントを報酬として用いる場合には、再選レントが比較的小さい場合や税負担の増加に伴う再選確率の限界的低下が相対的に小さい場合には、地方公共財の過小供給を緩和する効果を持つ(命題3.4、3.5)。シーブライト型のヤードスティックモデルのように再選レントのみを報償として考慮している場合には、再選という不確実な事象が実現した場合にのみ報酬が得られることになり、それがエージェントの努力水準に大きな影響を与えていると考えることができる。したがって、インセンティブ型の契約形態は、それをまかなうための税負担がもたらす再選確率の低下が比較的小さい場合には、公共財供給の非効率性を緩和させることがわかる。

第4章 「公共財の供給費用とパフォーマンス評価」

第4章においては、公共財供給の費用を明示的に取り扱うモデルを用いて、地方政府の公共財供給に関するパフォーマンス評価を政府間競争との関連において検討し、地方政府のパフォーマンスを改善し住民の厚生水準を高める手法として近隣地域の情報を活用するヤードスティック評価を提案している。

住民をプリンシパルとし地方政府をエージェントとする非対称情報のプリンシパル=エージェントモデルにおいて、地方政府の公共財供給に関するパフォーマンス情報をもとに住民が地方政府に評価(可変報酬の決定)を行うことを想定する。分析の結果、通常の個別契約は最適性を満たさず、特に、最適点からの乖離を示す公共財供給コストの攪乱的な変動リスクを危険回避的な主体が負担するという結論を得ている。他方、近隣地域のパフォーマンス情報を活用したヤードスティック評価に基づくインセンティブ契約が、個々の地方政府のパフォーマンス評価と比較して公共財供給の効率性を高め、地域住民の厚生を改善する。近隣地域間の自然条件や費用構造が似通っている場合には、特に、ヤードスティック情報に基づく評価の有効性が高まることが示されている(命題4.1、4.2)。このように、第4章で用いたモデルは他の章のものとは異なっている。このモデルの特徴は、トーナメント型のヤードスティック競争モデルの中に公共財供給の費用関数を明示的に導入し、政府による公共財供給費用削減努力に焦点を当て、可変報酬を伴う業績評価の効率性改善効果を示した点にある。

第5章 「地方分権と補助金政策」

第5章においては、地域間補助金の経済効果を、以下のように3つの想定の下で検討している。すでに第2章において検討したように、非対称的な地域経済の場合には、地方公共財供給に効率性の改善の余地が残るという「分権的経済の失敗」が生じる。そのような場合には、中央政府による地方政府間所得移転の政策により、経済の効率性が改善される可能性が示される。そこで、中央政府の地域間所得移転政策を取り上げ、どのような条件の下でこのような政策

が分権的経済の効率性を改善するかが検討されている。そこでは、地域間所得移転に関する財政調整および所得再分配の手段という伝統的な政策目標と、人口配分の改善による分権的経済の効率化というここでの主たる政策目標との間に、よく知られた「効率性と公平性」のディレンマが発生する可能性が示されている。第 5.4 節では、地方政府の自発的な所得移転を含むナッシュ均衡がパレート最適な資源配分を達成する可能性が示されている。また、財産税、地方所得税などの地域間の所得再分配に影響力を持つ租税により、同じ状態が達成されることが示されている。この議論は、分権的経済における中央政府の役割が最小限にとどまることを示唆している。これは、市場や個人、地方政府などに関する非常に制約的な状況において成立するものであることには十分な注意が必要であることは言うまでもない。

最後に、公共財の便益が地域外にスピルオーバーする財政外部性を想定し、補助金の経済効果を分析している。公共財便益がスピルオーバーする場合、公共財は最適な水準より過小にしか供給されない。地域間の自発的補助金は、公共財便益の地域外へのスピルオーバーといった財政外部性に対しては有効といえず、結果に対して中立的であることがわかる。さらに、中央政府の定額補助金は、各地方政府の公共財供給を改善することができず、中立的であるが、定率補助金は公共財供給を増加させ、効率を改善する効果を持つことが示される。

第 6 章 「ヤードスティック競争と補助金政策」

第 6 章においては、様々な補助金政策がヤードスティック均衡の公共財供給に与える効果を検討している。ヤードスティック競争におけるエージェンシーコストがもたらす公共財供給の過小供給に加えて、地方公共財の便益が地域を超えてスピルオーバーする場合のヤードスティック競争モデルを構築し、補助金政策を検討している。そこでは、地方政府間の自発的補助金、続いて、中央政府による一括固定補助金と定率補助金の効果を分析している。

このような検討の結果、ヤードスティック競争においては地域間の自発的な定額補助金はナッシュ均衡の公共財供給水準に影響を及ぼさず（命題 6.1）、また、自発的補助金が自地域の財政資金を低下させ、逆に、相手方地域の財政余剰を拡大させるので、当該地域の再選確率を低下させる方向に動き、自発的な補助金を提供しあうインセンティブは存在しないことが示されている（命題 6.2）。

次に、中央政府による一括固定補助金の効果を検討している。その結果、中央政府の補助金は、地方政府の予算制約式の中において税とキャンセルアウトされ効果が得られなくなり、対称的地域間のナッシュ均衡においては公共財供給に影響を及ぼさず、無効であることが示されている（命題 6.3）。したがって、

中央政府の一括固定補助金は地方政府の公共財供給水準に対して「中立的」であるとする、「補助金の中立性定理」が成立している。

さらに、中央政府の定率補助金政策は、ヤードスティック均衡における地方政府の公共財供給を増加させ、非対称情報の仮定の下でエージェンシーコストが引き起こす公共財の過小供給均衡を解決することができることが示されている（命題 6.4）。この結論は、地方分権の下でも地方政府がヤードスティック競争による地域間競争を繰り広げている場合には、中央政府の定率補助金による介入が資源配分の効率性を改善し、両地域の厚生水準を上昇させることを意味している。

最後に、財政外部性の例として地方公共財の便益がスピルオーバーする場合について、公共財供給の効率性を検討している。ヤードスティック競争においては、他地域の効用増加が自地域の再選確率に負の影響をもたらすことから、スピルオーバー効果が存在する場合には、公共財の過少供給がより深刻なものになることが示される（命題 6.5）。続いて、中央政府の定率補助金政策の効果を検討し、スピルオーバー効果が存在する場合についても、ヤードスティック均衡における地方政府の公共財供給を増加させることが示されている（命題 6.6）。これは、非対称情報の仮定の下でヤードスティック競争のエージェンシーコストが引き起こす公共財の過小供給均衡を解決することができるとともに、スピルオーバー効果という財政外部性の補正も同時に行うことができることを意味している。

すでに述べたように、ティブー型の地域間競争モデルにおいては、自発的補助金は公共財供給の水準を適正化し、効率性の改善に対して有効であった。これは、公共財供給という資源配分の改善に対する中央政府の補助金政策の役割が小さいことを意味している。ところが、ヤードスティック競争の均衡においては公共財の過小供給を改善するために中央政府の定率補助金が有効であり、分権的な地方財政システムにおいても中央政府の補助金政策に一定の役割があることを意味している。

第 7 章 「財政力格差と補助金政策」

第 7 章においては、財政力に格差が存在するような非対称な 2 地域間のヤードスティック競争において、ナッシュ均衡や公共財供給の効率性、補助金による格差や効率性の改善効果を検討している。第 3 章において検討したように、非対称的な地域間によるティブー競争の均衡は、対称的な地域間の場合とは異なり、地域間の人口配分に一定の非効率性が残ることが指摘されている。そして、財政均等化補助金による 2 地域間の人口配分の変更が両地域の効用水準を改善することが示されている。第 7 章においては、非対称地域間のヤードステ

ティック競争下において生じる地方公共財の過小性、財政豊かな地域の地方政府による大きなレント取得が、補助金政策によって改善されるのか否かを考察している。

補助金政策として、地方政府間の自発的補助金、中央政府による均等化補助金および定率補助金を考える。すでに第 6 章において検討したように、地方政府間の自発的補助金によってヤードスティック競争下の非効率性は改善されなかった。財政力格差の是正についても、このような結論は当てはまることが示される（命題 7.1）。したがって、ヤードスティック競争下においては中央政府による介入が必要となる。地域間の財政格差があるもとの、中央政府による財政均等化補助金と定率補助金は地方公共財の過小性を改善し、財政格差を改善し地方政府による超過レントの取得を防止する可能性が示されている（命題 7.2）。さらに、補助金による効率性の改善効果は、補助金の受け取り地域ばかりでなく支払い地域においても働き、したがって 2 地域間で Win=Win の関係がもたらされることが示されている。このような関係は、Flatters et. al (1974) や Stiglitz (1977) などにおいても指摘されているが、ここでは住民の地域間移動を仮定しておらず、したがって、生産力や税源に関する移動調整メカニズムが存在しない場合においても、住民・投票者のヤードスティック比較により成立することが示されている。

第 8 章 「ヤードスティック競争と租税競争」

第 8 章においては、地域間を移動可能な生産要素である資本ストックを導入し、生産活動を明示的に導入したヤードスティック競争モデルを用いて、資本に対する課税がもたらす租税競争の効果を分析している。資本課税の切り上げによる公共財供給の効率性に関して、多数地域における小地域モデル、対称的な 2 地域モデルの枠組みにおいて検討している。また、通常の消費的な公共財に加えて、生産に供される公的生産要素の供給の場合にも焦点を当て分析している。

ここで得られた結論は以下のようなものである。多数地域における小地域モデルのケースにおいては、ヤードスティック競争は租税競争のもたらす公共財の限界調達費用に加えてヤードスティック競争のコストを追加し、結果として公共財の過小供給は一層深刻なものとなる（命題 8.1）。他方、2 地域モデルのナッシュ均衡においては、課税による資本流出が近隣地域にもたらす正の生産効果が、住民のヤードスティック均衡により自地域の現職政府の再選確率を低下させることから、政策決定に反映され、公共財の過小供給を緩和する効果を持つことが示されている（命題 8.2）。このように、租税競争が引き起こす資本流出という財政外部性は、ヤードスティック比較により当該地域政府の政策決

定に内部化される効果があることがわかる。

租税競争やヤードスティック競争はともに公共財の過少供給という非効率性をもたらすが、ここではヤードスティック競争モデルを用いて、その両方の競争の統合的効果を検討している。ヤードスティック競争モデルにおいては、課税による資本流出が近隣地域に及ぼす効果が、住民・投票者のヤードスティック比較を通じて当該政府の再選確率に影響を及ぼす。したがって、ヤードスティック競争の場合には、租税競争がもたらす財政外部効果が発生源の政府の行動にフィードバックされ、当該政府の政策決定に反映されることを示されている。

第9章 「ヤードスティック競争の経済的合理性:まとめと今後の研究課題」

このように、本書においては、地方分権下における地方政府の公共財供給の経済的合理性をヤードスティック競争モデルを用いて再検討してきた。ティブーなどによる伝統的な地方公共財モデルや Stiglitz、Mieszkowski らによる 2 地域経済モデルを用いて導出されてきた多くのベンチマーク的な定理を、トーナメント型のヤードスティック競争モデルを用いて再検討してきた。しかしながら、分析上不十分な点や残された課題は存在している。本章では、このような諸課題と今後の研究の方向性を示している。

まず、ヤードスティック競争モデルと、ティブー型地方公共財モデルとの大きな相違の第 1 番目は、後者が住民の費用を伴わない自由な地域間移動を前提とし、多くの地域間調整が住民移動を通じて働いていることにある。もちろん本書のモデルが想定している住民移動が起こらない状況は、移動に伴う様々な費用の存在を考慮してなされた設定である。しかしながら、Hirshman(1972)が指摘しているように、住民の地域間移動に費用が伴う場合にこそ、住民移動・地域からの退出は現職政府の諸政策に対する住民の不同意・不満足 of the most effective 意思表示となりうる。このような視点をトーナメント型のヤードスティック競争モデルにも導入するならば、地域間のヤードスティック競争と Voice & Exit モデルとを統合した研究が可能となる。

第 2 番目に、ヤードスティック均衡に残される多くの非効率性は、いわゆるエージェンシーコスト、つまり、政府の政策立案・執行に伴い発生する負効用が原因となって生じていた。このような設定は、トーナメント型契約モデルに見られる標準的な想定であるが、エージェンシーが政府である場合には、ここで取り扱ったレントシーキングの可能性に加えて、リヴァイヤサンの支出最大化の行動など検討すべき代替的設定は多く存在する。政府の意思決定に内在化された問題を取り扱うことも興味ある方向性である。

第 3 番目に、本書においても地域の非対称性が公共財供給にもたらす帰結を

ヤードスティックバイアスなどを対象として分析したが、そこでは、移動可能な生産要素の移動に伴う地域間格差の是正効果は無視した形で分析を進めてきている。第 8 章において地域間を移動可能な資本ストックを導入し、生産活動を明示的に考慮した租税競争の分析を行ったが、非対称性の分析においてもこのような設定における分析を進めることにより、非対称地域の地域間生産調整や財政均等化補助金政策の効果はより興味深い展開をもたらすことが期待される。

第 4 番目に、垂直的な政府間の重複課税がもたらす財政外部性の問題がある。ヤードスティック競争モデルを垂直的な政府間の重複課税に応用することにより、住民のヤードスティック比較を通じた財政外部性の内部化が垂直的な外部性の内部化にも有効かどうかを検討することは興味ある問題と考えられる。

第 5 番目に、公共財に代えて政府が公的な生産要素を提供する場合には、ヤードスティックモデルに動学的な視点が新たに加わる。Rees (1986)は、プリンシパル=エージェントモデルを用いて、公的要素が過剰投資される傾向があることを示したが、ヤードスティック競争モデルの枠組みにおいてこのような問題を再検討することは興味深い課題である。

最後に、第 4 章においては、トーナメント型のヤードスティック競争モデルの中に公共財供給の費用関数を明示的に導入し、政府による公共財供給費用削減努力に焦点を当て、可変報酬を伴う業績評価の効率性改善効果を示した。このモデルの特徴を生かして、公益事業分野などにみられる政府部門が生産する財の提供活動におけるインセンティブ規制に応用するならば、料金設定方式に対する新たな展開を期待することができよう。